

令和6年度 双葉町賑わい創出イベント補助金

双葉町の**交流人口拡大**や**地域活性化**を

目的とする**イベント**を募集します！

補助事業の対象者

双葉町内の賑わいを創出するイベントを開催する団体等または事業者
※規約等により代表者が置かれ、会計管理が適切になされている任意団体を含みます。

補助対象事業

- ・町内の賑わいを創出し、地域を活性化するイベント
- ・町外からの誘客が見込め、交流人口拡大に資するイベント 等

補助事業の実施期間

交付決定日（令和6年6月中旬予定）～令和7年3月21日（金）

補助金の額等

上限額200万円（補助率 10/10）※応募は1団体等につき1事業まで

補助対象経費

使用料及び賃借料、消耗品費、広告宣伝費、委託料 他

応募期間

令和6年5月1日（水）～令和6年5月24日（金）17時

審査・採択

審査基準（募集要領参照）に基づき、採択団体等を決定します。

応募書類

双葉町ホームページからダウンロードするほか、任意様式にて作成してください。

応募方法

郵送又は持参にて問合せ先（復興推進課）に応募書類を提出（郵送の場合、応募期間内必着）

問合せ先

双葉町 復興推進課

〒979-1495 双葉郡双葉町大字長塚字町西73-4（双葉町役場庁舎2階）

電話：0240-33-0127



本補助金の募集要領をよくご確認の上、ご応募ください。

★応募にあたっての注意点★

○補助対象事業者について

次に該当する団体等は、補助金の交付を受けることができません。

- ・双葉町暴力団排除条例（平成26年双葉町条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等の統制の下にある。
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的としている。ほか

○補助対象事業について

次のいずれかに該当すると判断される場合は、本事業の対象となりません。

- ・単なる自己宣伝や物品販売又は営利を目的とした事業
- ・政治活動や宗教の普及を目的とした事業
- ・事業の主要部分を他に委託する事業
- ・備品購入やハード整備のみを目的とした事業
- ・特定の受益者を対象とした事業（特定の地域住民や事業者のために実施される事業を含む。）ほか

○補助対象経費について

補助対象外となる経費があります。募集要領の別表1「補助対象経費一覧」をご確認ください。

○審査について

- ・「補助事業者要件」「事業目的や内容の公共性」「事業内容の妥当性」「団体等の事業実施能力」について、審査基準に基づき、確認・評価します（詳細は募集要領の別表2をご参照ください）。
- ・必要に応じて資料の追加提出やヒアリング等を求める場合があります。
- ・採択にあたって、実施方法に係る指示や補助対象経費の一部減など条件を付す場合があります。
- ・審査経過及び審査結果に関する問い合わせには、一切応じられません。

○スケジュール

項目	日時等
応募締切	5月24日（金）17時 ※郵送の場合、締切日時必着
審査	5月下旬（予定）
採択事業者の決定	6月上旬（予定）
交付申請書提出・交付決定	6月中旬（予定）
補助事業の実施	補助金の交付決定日～令和7年3月21日（金）
実績報告書の提出	事業完了後30日以内又は令和7年3月21日（金）のいずれか早い日まで

○応募書類提出から補助金の振込までの一般的な流れ

■ 申請者の手続き

□ 町の手続き

